

自動車税（種別割）は、私たちの生活を守ります。

「自動車税（種別割）の納期限は、6月2日（月）です」

私たちが生活する際に必要な福祉、保健、公共施設などは全て税金でまかなわれています。税金が支払われないとこれらのものは十分に機能を発揮することは出来ません。例えば、道路が舗装されていなかったり、穴が空いていたら、運転する際に大変危険です。税金を納めて、生活環境を整備するお手伝いをしてください。

自動車税（種別割）は、もっとも身近な税金です。4月1日に所有している人が1年分の税金を納めます。税金を納めないと車検を受けることは出来ません。また、廃車手続きをすれば、使用しない月の税金が還付されます。

本年度は、5月1日に、自動車税（種別割）の納税通知書を納税者に発送します。納期限は、6月2日です。

自動車税（種別割）は、スマートフォンアプリで納税できます。Webサイト「地方税お支払サイト」からクレジットカードでも納税できます。

◆県税の納税方法はここから



◆自動車税についてはここから



主な自動車税（種別割）の額

自動車税（種別割）の税額は、用途や排気量、初回新規登録の時期等によって異なります。

用途が「乗用車」の 場合の税額の例		初回新規登録の時期	
		2019年9月30日以前	2019年10月1日以降
総排気量	1001cc～1500cc	34,500円（重課※ 39,600円）	30,500円
	1501cc～2000cc	39,500円（重課※ 45,400円）	36,000円
	2001cc～2500cc	45,000円（重課※ 51,700円）	43,500円

※重課 … 2012年3月31日以前に初回新規登録したガソリン車の場合、税額が概ね15%重くなります。

自動車税（種別割）の減免

身体に障害のある人や精神に重度の障害のある人の移動のために使用すると認められた自動車については、申請により自動車税（種別割）が減免される（自動車税（種別割）を納税しなくて良い）場合があります。最寄りの行政県税事務所または自動車税事務所に相談してください。

こんなことがあったら

- 自動車税（種別割）の納税通知書が届いたがこの自動車を所有していない・・・
 →2025年4月1日現在の所有者に納税通知書はお送りしています。自動車の名義変更や廃車手続きは必ず3月31日までに行いましょう。
 名義を貸した場合でも、あなたが納税することになります。
- 自動車税（種別割）の納税通知書が届かないのだけど・・・
 →住所が変わった場合は、新しい住所に納税通知書を発送するように行政県税事務所または自動車税事務所に連絡してください。
- 一括で納税するお金がない
 →自動車税（種別割）を一回で納税できない方は、分割納税を受け付けています。
 行政県税事務所に相談してください。
- お金はあるが納税したくない
 →滞納されている方に対しては、督促状や催告状を発送し、早期に納税されるようお願いいたします。それでも納税されない方については、差押えを行います。これは、既に納税されている方との均衡を図るためです。
- 納税通知書をなくした場合は・・・
 →行政県税事務所または自動車税事務所に連絡をいただければ、納付書をお送りします。
 また、行政県税事務所及び自動車税事務所であれば、納税通知書がなくても納税できます。

税金についての連絡先

- 東毛地区の行政県税事務所

名 称	所在地	電話番号
太田行政県税事務所 県税課	太田市西本町 60-27	0276 (31) 3261
桐生行政県税事務所 県税課	桐生市相生町 2-331	0277 (53) 2113
館林行政県税事務所 県税課	館林市仲町 11-10	0276 (72) 4461
伊勢崎行政県税事務所 県税課	伊勢崎市今泉町 1-236	0270 (24) 4350

- 自動車税事務所

名 称	所在地	電話番号
自動車税事務所	前橋市上泉町 397-5	027 (263) 4343